

使用前検査申請書

(東海第二発電所の変更の工事)

発室発第116号
令和5年10月26日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 東海第二発電所 所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
原子力発電工作物の概要	別紙のとおり 工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第2310027号、20230915保第10号 令和5年10月2日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）
	原子炉に燃料を装入することができる状態になった時（三号）
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	(一号) 自 令和5年11月1日 至 令和6年5月
	(三号) 自 令和5年11月1日 至 令和6年7月
	(五号) 令和6年9月*
使用開始予定年月日	令和6年9月*
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	令和5年10月26日

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た（令和4年2月28日付け総室発第94号）
発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

別紙

東海第二発電所

原子力設備

放射線管理設備

換気設備

主配管

原子炉格納施設

原子炉格納容器

原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部

圧力低減設備その他の安全設備

原子炉格納容器スプレイ設備

主配管

原子炉格納容器調気設備

主要弁

主配管

工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和5年		令和6年								
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
原子力設備 ・放射線管理設備 ・原子炉格納施設	現地工事期間										
	← 使用前検査（一号） →										
	← 使用前検査（三号） →										
	↔ 使用前検査（五号）										

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 原子炉建屋原子炉棟（原子炉格納容器含む）

a. 汚染区分

B区域^(注1)

D区域^(注2)

(注1)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注2)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのある区域

b. 線量区分

1区域^(注3)

2区域^(注4)

3区域^(注5)

(注3)：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

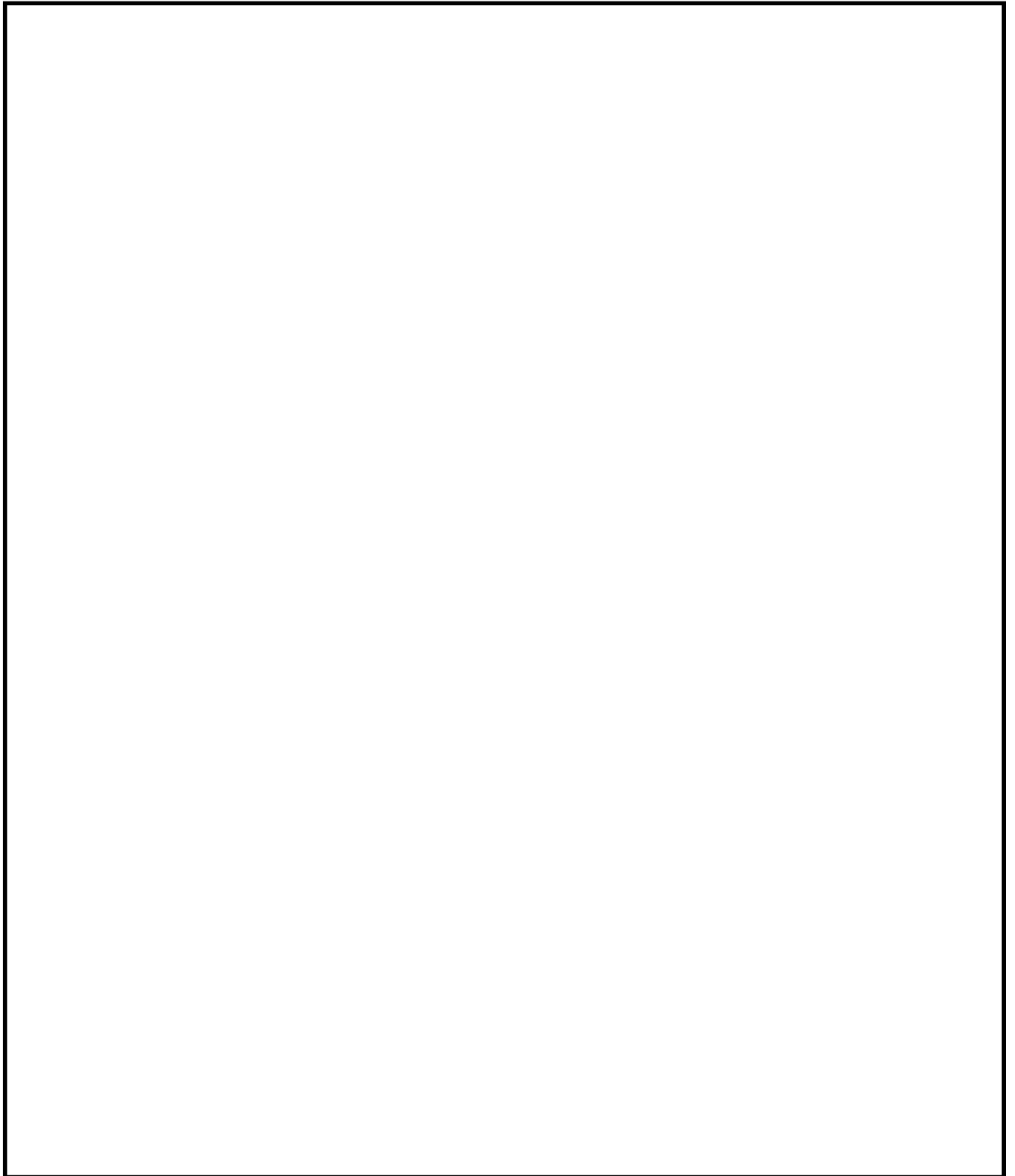
(注4)：1.0 mSv/hを超えるおそれのない区域


(注5)：1.0 mSv/hを超えるおそれのある区域


(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

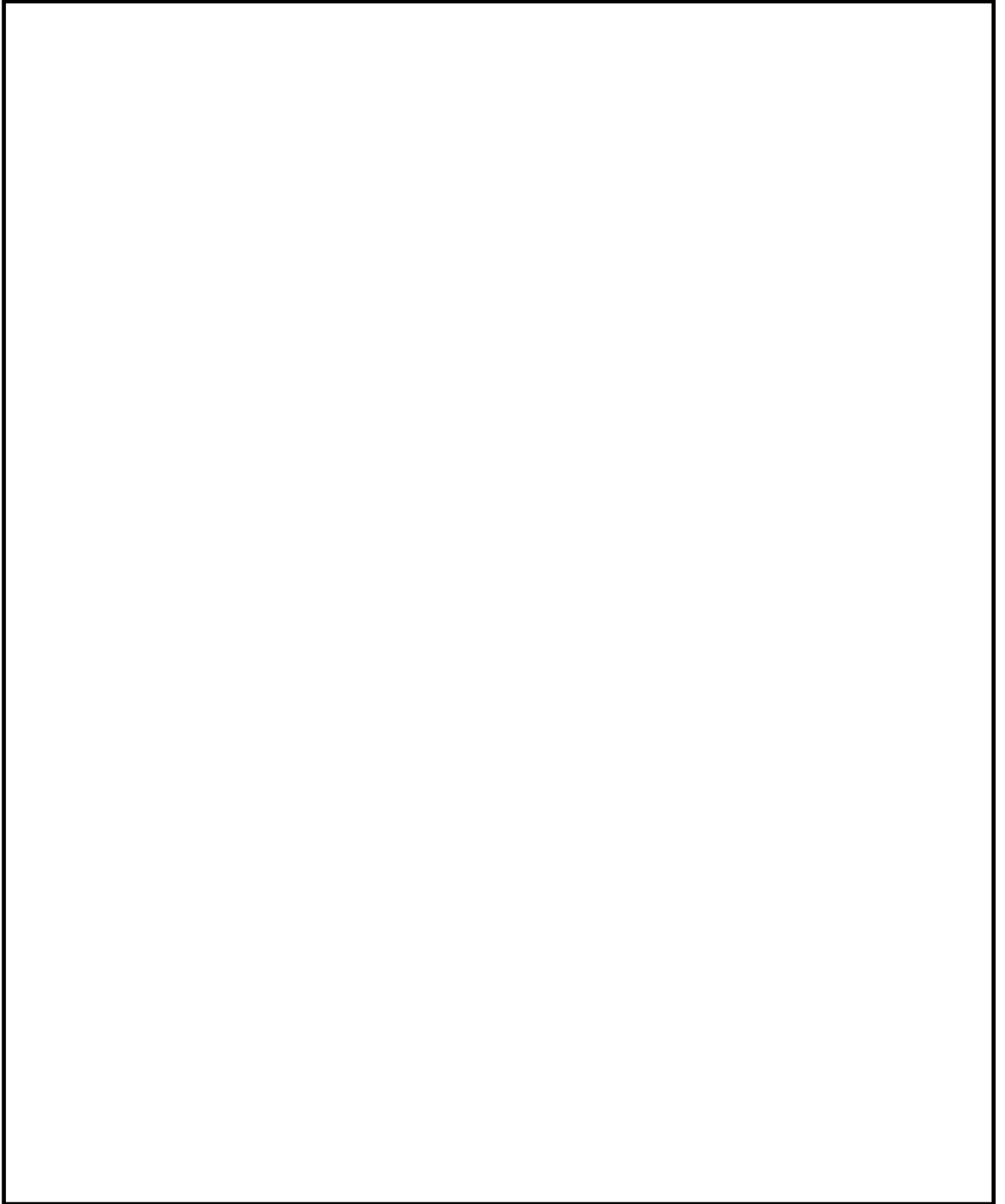
管理区域検査場所図




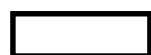
 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。